

## 平成20年4月から保健事業の内容が一部変わります

共済組合では、組合員やその家族のみなさんの健康の保持増進を図るため検診助成をはじめとする各種保健事業を実施しております。平成20年4月からは、生活習慣病の予防を推進するための特定健康診査・特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の実施が全医療保険者に義務付けられ、共済組合においても保健事業において特定健診等を実施していくこととなります。

この特定健診等の実施により、被扶養者の健診、組合員及び被扶養者の保健指導に係る新たな事業費用発生に伴い、保健事業における検診助成事業の再構築を中心に全般的な見直しを行った結果、次の事業の廃止、改正を行いました。

### 1 特定健康診査・特定保健指導の実施（P.7 詳細）

#### ●特定健康診査

40歳～74歳までの被扶養者の特定健康診査を実施します。

（組合員については、職場の健康診断及び人間ドックの健診結果を共済組合が受け取ることにより、特定健康診査の実施とみなされます。）

#### ●特定保健指導

特定健康診査の結果、保健指導が必要と認められる組合員及び被扶養者の中から、共済組合が生活習慣の改善により予防効果が大いに期待できる者に対して、特定保健指導を実施します。



### 2 事業の見直し

#### ●生活習慣病予防検診助成の見直し

職場で実施される労働安全衛生法の規則に基づく定期健康診断の検査項目に、共済組合が指定する18項目の検査項目を附加して実施した場合、その費用を助成し生活習慣病予防の充実を図ります。助成については「全組合員」を対象とします。

### 3 事業の廃止

#### ●人間ドック助成を平成22年度から廃止

※平成20年度・平成21年度については、助成割合を引き下げて実施します。

一般ドック助成…検診料金の50% 指定年齢ドック助成…検診料金の70%

#### ●妊婦検診助成の廃止

※平成20年3月31日までの出産に係る助成をもって事業を廃止します。

#### ●健康優良者等表彰の廃止

※平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間無診療の組合員及び家庭の主婦の表彰をもって事業を廃止します。

#### ●新規組合員への医学書等の配付を廃止

#### ●写真コンテストの廃止

#### ●体育・レクリエーション助成の廃止